

**改正**

平成6年3月31日規則第13号  
平成7年3月31日規則第11号  
平成7年9月29日規則第42号  
平成8年12月19日規則第41号  
平成9年6月16日規則第35号  
平成9年12月26日規則第57号  
平成10年3月31日規則第20号  
平成10年8月10日規則第38号  
平成11年9月22日規則第35号  
平成12年9月29日規則第75号  
平成13年3月30日規則第23号  
平成13年9月7日規則第58号  
平成14年9月30日規則第64号  
平成15年3月26日規則第9号  
平成15年9月30日規則第51号  
平成17年1月24日規則第2号  
平成17年3月31日規則第54号  
平成18年3月31日規則第39号  
平成18年9月29日規則第101号  
平成19年4月23日規則第48号  
平成20年3月24日規則第7号  
平成20年9月30日規則第91号  
平成21年9月18日規則第97号  
平成23年3月31日規則第34号  
平成24年7月6日規則第57号  
平成24年9月28日規則第68号  
平成26年3月31日規則第18号

平成27年12月28日規則第111号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成5年調布市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第1条の2** この規則における用語の意義は、条例の例による。

(規則で定める法令)

**第2条** 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(規則で定める施設等)

**第3条** 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、同条に規定する乳幼児等に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく世帯主又は前条各号に掲げる法令に基づく被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所の方法により利用する施設を除く。）とする。

2 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設に入所している者には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令に基づく措置によらずに入所している者を含まないものとする。

(規則に定める額)

**第3条の2** 条例第3条の2第1項に規定する規則に定める額は、次の各号に掲げる義務教育就学児養育者の世帯状況等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 扶養親族等及び義務教育就学児養育者の扶養親族等でない義務教育就学児で義務教育就学児養育者が前年の12月31日において生計を維持したもの（以下「特定義務教育就学児」という。）がない場合 622万円
- (2) 扶養親族等又は特定義務教育就学児がある場合 622万円に当該扶養親族等又は特定義務教育就学児1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親

族1人につき44万円)を加えて得た額

(所得の範囲)

**第3条の3** 条例第3条の2第2項に規定する所得の範囲は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

**第3条の4** 条例第3条の2第2項に規定する所得の額の計算方法は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の市町村民税に係る次の各号に掲げる所得の額の合計額から8万円を控除して得た額とする。

- (1) 地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額
- (2) 地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
- (3) 地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額
- (4) 地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額
- (5) 地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額
- (6) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額
- (7) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額

2 当該年度分の市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる控除 当該控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に掲げる控除 当該控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者のときは40万円)
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に掲げる控除 27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦のときは35万円)
- (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に掲げる控除 27万円

(医療証の交付申請等)

**第4条** 条例第4条の規定による申請は、医療証交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる

書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は第2条各号に掲げる法令に基づく被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 乳幼児等を養育していることを明らかにすることができる書類
- (3) 対象者及びその配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当の支給を受けている者（以下「児童手当受給者」という。）が、児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、前項第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が対象者であると決定したときは、医療証（乳幼児の医療費の助成に係る医療証（以下「乳幼児医療証」という。）にあっては第2号様式、義務教育就学児の医療費の助成に係る医療証（以下「義務教育就学児医療証」という。）にあっては第2号様式の2）を交付し、当該申請をした者が対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（医療証の有効期間）

**第5条** 医療証の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から医療証の有効期間の初日以後の最初の9月30日までとし、10月1日に更新する。

- (1) 条例第3条に規定する助成の対象に該当することとなった日（以下「該当日」という。）の翌日から起算して3月以内に条例第4条の規定による申請を行った者 該当日
- (2) 前号に掲げる者以外の者 条例第4条の規定による申請を行った日の属する月の初日

2 前項の規定にかかわらず、乳幼児が6歳に達する日以後の最初の4月1日（以下「医療証切替日」という。）前の最初の10月1日から医療証切替日の前日までの間に交付する乳幼児医療証の有効期間の終期は、医療証切替日の前日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、乳幼児医療証の交付を受けている者が、医療証切替日をもって当該医療証から義務教育就学児医療証に切り替える場合における当該医療証の交付を受けている者に最初に交付する義務教育就学児医療証の有効期間の始期は、医療証切替日とする。

（医療証の返還）

**第6条** 医療証の交付を受けた者（以下「医療証受領者」という。）は、その資格を喪失したとき、又は医療証の有効期間が経過したときは、速やかに、医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

**第7条** 医療証受領者は、医療証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、医療証再交付申請書（第4号様式）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証受領者は、医療証の破損又は汚損の理由により前項に規定する申請を行うときは、既に交付を受けた医療証を添えて申請しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、医療証受領者は、電子情報処理組織（調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）第6条第1項第2号に掲げる電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して情報を送信する方法により第1項の規定による申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、電子情報処理組織に係る市の使用する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

4 医療証受領者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（助成の方法の特例）

**第8条** 条例第6条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1）国民健康保険法又は第2条各号に掲げる法令に基づき乳幼児等に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第6条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする医療証受領者は、支給申請書（第5号様式）により、市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項に規定する療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として乳幼児等に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

（申請事項変更等の届出）

**第9条** 条例第8条第1項の規定による届出は、申請事項変更（消滅）届（第6号様式）に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する規則で定める届出は、現況届（第7号様式）及び医療証受領者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、児童手当受給者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、書類の添付を省略することができる。

3 条例第8条第3項に規定する規則で定める届出は、第三者行為による傷病届（第7号様式の2）により行わなければならない。

（受給資格消滅の通知）

**第10条** 市長は、医療証受領者が条例第3条及び第3条の2に規定する助成の対象に該当しなくなったと認めるときは、受給資格消滅通知書（第8号様式）により、当該医療証受領者であったものに通知するものとする。ただし、医療証受領者が死亡した場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

**第11条** 条例第9条の2第1項に規定する規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度に係る債権譲渡について（第9号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条の2第2項に規定する規則で定める通知は、債権譲渡通知書（第10号様式）により行うものとする。

（添付書類の省略）

**第12条** 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（雑則）

**第13条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

#### 附 則（平成6年3月31日規則第13号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成7年3月31日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成7年9月29日規則第42号）

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年調布市条例第23号。以下「条例」という。）第3条に規定する対象者と決定されていた者（施行日以後において、条例第3条第2項の規定により受給資格が消滅した者を除く。）に係る条例第4条第1項に規定する規則で定める額の適用については、施行日の前日に同対象者が養育している乳幼児が3歳に達する日の属する月の末日までの間は、同規定中「327万8,000円」とあるのは「363万円」とする。

#### 附 則（平成8年12月19日規則第41号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、(中略)公布の日から施行する。

(調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この規則による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成8年10月1日以後に係る医療費の助成について適用し、平成8年9月30日以前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則** (平成9年6月16日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(中略)の規定は、平成9年4月1日から適用する。

**附 則** (平成9年12月26日規則第57号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

**附 則** (平成10年3月31日規則第20号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年8月10日規則第38号)

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定は、平成10年10月1日以後の所得の制限について適用し、平成10年9月30日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

**附 則** (平成11年9月22日規則第35号)

- 1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第4条及び第6条の規定は、平成11年10月1日以後に係る医療費の助成について適用し、平成11年9月30日以前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年9月29日規則第75号)

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成13年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

21 この規則による改正前の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成13年9月7日規則第58号)

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定は、平成13年10月1日以後に係る医療費の助成について適用し、平成13年9月30日以前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成14年9月30日規則第64号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則** (平成15年3月26日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成15年9月30日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この規則による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成15年10月1日以後に係る医療費の助成について適用し、平成15年9月30日以前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第5条の規定は、平成15年10月1日以後に調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例第3条に規定する助成の対象に該当する者について適用する。

4 この規則による改正前の調布市乳幼児の医療費の助成に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** (平成17年1月24日規則第2号)

この規則は、平成17年1月25日から施行する。

**附 則** (平成17年3月31日規則第54号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年 3 月31日規則第39号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成18年 9 月29日規則第101号）

- 1 この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成19年 4 月23日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成19年 4 月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成19年10月 1 日以後に係る医療費の助成について適用し、同日前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 平成19年10月 1 日以後に係る医療費の助成を受ける者が平成19年 4 月25日前行ったこの規則による改正前の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第 4 条の規定による申請は、改正後の規則第 4 条の規定による申請とみなす。
- 4 改正後の規則第 5 条の規定にかかわらず、調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成 5 年調布市条例第23号）第 4 条の規定による申請時において乳幼児医療証の対象者でない者が、平成19年10月 1 日前に同条の規定による申請を行った場合の当該申請に係る義務教育就学児医療証の有効期間の始期は、平成19年10月 1 日とする。

**附 則**（平成20年 3 月24日規則第 7 号）

- 1 この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成20年10月 1 日以後に係る医療費の助成について適用し、同日前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年 9 月30日規則第91号）

- 1 この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成21年 9 月18日規則第97号）

この規則は、平成21年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則による改正前の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成24年 7 月 6 日規則第57号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

（調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この規則による改正前の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、この残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成24年 9 月28日規則第68号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則第 3 条の 2 の規定は、平成24年10月 1 日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成24年 9 月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成26年 3 月31日規則第18号）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正後の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年12月28日規則第111号抄）

(施行期日)

1 この規則は、別に定める規則で定める日から施行する。

(調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則による改正前の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式 (第4条関係)

第2号様式 (第4条関係)

第2号様式の2 (第4条関係)

第3号様式 (第4条関係)

第4号様式 (第7条関係)

第5号様式 (第8条関係)

第6号様式 (第9条関係)

第7号様式 (第9条関係)

第7号様式の2 (第9条関係)

第8号様式 (第10条関係)

第9号様式 (第11条関係)

第10号様式 (第11条関係)